

証券コード 5699
2021年3月12日

株 主 各 位

兵庫県たつの市揖保川町正條379番地
株 式 会 社 イ ボ キ ン
代表取締役社長 高 橋 克 実

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、株主総会会場において株主様の感染予防及び感染防止拡大のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第37期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ibokin.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ① 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ibokin.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応

<株主様へのお願い>

- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場受付付近に設置の消毒液をご利用のうえ、ご入場くださいますようお願い申し上げます。
- 会場受付付近にて検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<株主総会当日の当社の対応について>

- 本株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本株主総会においては、例年より開催時間を短縮して行うため、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- 本年は、株主総会に**ご出席の株主様へのお土産は取り止め**とさせていただくことと致します。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ibokin.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、社会経済活動の自粛により消費が大幅に減少し、また手元資金を確保するため、設備投資を延期する動きが見られました。また、米中貿易摩擦の長期化に加え、急速な需要の低下に伴い生産活動が低迷する中、鉄スクラップ価格等の資源価格が一時、急落しました。中国経済がいち早くコロナ禍から回復する兆しを見せたこともあり、鉄スクラップ価格等の資源価格も回復基調となりました。一方、欧州等においてコロナ禍による都市封鎖が実施されるなど、先行きの予測は一層困難な状況になっております。

このような経済情勢の下、当社グループは、一時商談を自粛する状況となりましたが、従前の水準まで営業活動を再開させるため、解体事業を核とした工事現場から発生するスクラップの買取り、産業廃棄物収集運搬及び中間処理までを一貫して完結する「ワンストップ・サービス」を強みとした営業展開を強化させるとともに、業務の効率化を中心とした費用削減の取り組みを進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は5,453,020千円（前期比12.8%減）、営業利益は327,477千円（同7.4%増）、経常利益は408,678千円（同16.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は286,462千円（同1.7%増）となりました。

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

<解体事業>

解体工事の需要は、コロナ禍の影響もあり、大型案件9件を含め完工件数は196件と軟調となりました。また、損失が見込まれる工事に関して、受注損失引当金59,430千円を計上しました。一方、解体工法の選択が奏功し、大幅な工期短縮を実現した大型案件がありました。

これらの結果、売上高は1,383,584千円（前期比20.7%減）、営業利益は252,721千円（同89.0%増）となりました。受注残高につきましても882,787千円と順調に推移しております。

<環境事業>

産業廃棄物処理受託及び再生資源販売の取扱高は、顧客のニーズにあったサービスを提供するなど販路拡大を展開しましたが、コロナ禍の影響もあり、全般的に廃棄物の発生が減少しました。そのため廃棄物処理受託数量が23,987トン、再生資源販売数量が13,778トンとやや軟調に推移し、再生資源販売価格につきましても資源相場下落の影響を受けました。また、金属系産業廃棄物選別ラインの増強に伴う工事により、約2か月間にわたり生産ラインが休止しました。

これらの結果、売上高は1,425,793千円（前期比7.1%減）、営業利益は47,334千円（同58.1%減）となりました。

<金属事業>

スクラップの取扱高は58,250トンと軟調に推移しました。一方、鉄スクラップ等の資源価格については、1月から3月にかけて大きく下落し、5月中まで低迷が続きました。それ以降は回復に転じ、11月以降は中国のスクラップ輸入解禁を見込んだ需要増もあり価格が急騰しましたが、年間の平均価格は前年をやや下回る結果となりました。

これらの結果、売上高は2,643,643千円（前期比11.1%減）、営業利益は27,422千円（同52.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました当社グループの設備投資の総額は470,762千円で、その主なものは次のとおりであります。

リース資産	シュレッダー選別ライン	143,200千円
-------	-------------	-----------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施致しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金及びリースにより充当致しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2017年12月期)	第 35 期 (2018年12月期)	第 36 期 (2019年12月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高(百万円)	5,332	6,465	6,250	5,453
経常利益(百万円)	214	317	350	408
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	142	223	281	286
1株当たり当期純利益 (円)	125.21	163.03	164.33	168.93
総資産(百万円)	3,115	4,807	4,599	5,172
純資産(百万円)	1,336	2,631	2,854	2,998
1株当たり純資産額 (円)	1,176.84	1,535.66	1,671.78	1,768.59

(注) 2018年3月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 国 徳 工 業	10百万円	100%	プラントなどの建築構造物の解体工事

(6) 対処すべき課題

① 解体事業の拡充

新型コロナウイルス感染症の拡大が世界全体に深刻な影響を及ぼし、人々の暮らしや行動様式はニューノーマルへと大きく変容しつつあります。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けたデジタル社会への進化と相まって、様々な業種業態及びそれに付随する産業の構造変化が進むことが予想されます。

また、1960年代に建設されたビルやプラントなどの建築構造物は50年以上が経過し、それ以降の高度経済成長期に建設された膨大な数の建築物も順次更新されることになるため、安全で環境保全にも配慮した適正な解体工事に対する社会的なニーズは、全国的に広範囲な規模で今後急速に高まってくるものと予想されます。

国土交通省「令和元年度建設投資見通し」によりますと、2019年度の建設投資累計額は2,700兆円を超える額となっており、同省では、適正・適法な解体工事が施工される施策として1971年に制定された建設業の許可に係る28業種区分を見直し「解体工事業」が新設されました。2019年には完全許可制度となり、2021年には一定の要件を満たす技術者制度が導入されます。

下請に対する発注金額が4千万円以上の解体工事は特定建設業許可を取得することが義務付けられており、一級国家資格を持つ監督員（監理技術者）が現場に常駐する必要がありますので、大型工事1件の元請受注に対し1名の監理技術者が必要となります。即ち会社に所属する監理技術者数が同時平行して施工できる工事数になります。従来の解体工事業界は下請体質であり、施工技術を有してはいるものの工事管理能力のある工事業者は少なく、多くの業者は「一般建設業」で営業しており、数少ない特定建設業許可業者でも一般的には一級国家資格を保有する社員は多くは在籍していないのが実状であります。

このような中、当社は特定建設業を取得し、2020年12月末時点においては8名の一級施工管理技士が在席しておりますが、今後も有資格者並びに施工管理体制を拡充し、大型工事の元請受注件数を増加させていくことで売上高の増加を目指してまいります。

② 事業領域の拡充

当社グループは、ビルやプラントなどの建築物、産業機械や電子機器類等都市に埋蔵された様々な資源を解体・収集し、再生のための多様なソリューションを提供する「都市鉱山開発企業」として、お客様から信頼される質の高いサービスを提供しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の行動様式の変容とDXに向けた技術革新が相まって生じる社会構造の変化は、都市鉱山から排出される都市資源の排出元や内容にも変化をもたらし、リサイクルに対する社会的ニーズはますます多様化することが予想されます。このような変化に対して機敏に反応し、柔軟に対応する体制を構築することが課題となります。

当社グループが現在行っている金属やプラスチック、木材などのリサイクル事業を深掘りし、リサイクル技術を高めることで、廃棄物から有用金属、プラスチックなどのリサイクル資源の回収率を高めるとともに、リサイクル過程で発生する廃棄物及び外部から受け入れた廃棄物からリサイクル資源を製造する事業を強化し、リサイクル率と再生資源の付加価値を高めてまいります。これらに加えて、ビルやプラントなど建築物を解体する解体事業においては、工事現場で発生する副産物としての鉄スクラップや木材などの有用資源のリサイクル率を高めるとともに、同時に発生する産業廃棄物を環境保全に配慮した上で、適正・適法に処理を行うことが重要な課題です。

また、循環資源を継続的に安定して受け入れることも重要な課題であると認識しております。金属事業は、1973年創業以来48年間に亘る事業であり地域における安定的な集荷基盤を有しておりますが、変化に応じた積極的な営業展開を行うことにより、新規仕入先の開拓に努めてまいります。環境事業につきましては、ゼネコンやハウスメーカー等の建設業及び厨房用冷凍・冷蔵機器メーカーや自動販売機等の複合素材並びにMRI等の医療機器メーカーとも多年に亘る信頼関係を元にした安定的な循環資源の受け入れ態勢は整っておりますが、家電量販店やネット通販企業等大規模な排出元となる大手企業に対する積極的な営業展開を行い、新規顧客の開拓に努めてまいります。

大手リース会社やアセットマネジメント関連企業とのタイアップにより排出元の企業におけるリース資産の除却や廃棄に際して、当社グループのトータルソリューションを提供するリサイクルビジネスを展開しておりますが、今後とも物流倉庫や工場の閉鎖等に関する案件情報を共有し、循環資源の調達の幅を拡げ売上高の増加を目指してまいります。

③ 事業地域の拡大

解体工事を全国規模で展開していく中において、工事現場で副産物として発生する有用金属や産業廃棄物のリサイクル及び適正処理が重要な課題であることは前述のとおりですが、これらの静脈産業で取り扱う金属スクラップや産業廃棄物の付加価値は、自動車や電気製品などブロードクトアウトされる動脈産業の製品に比較すると格段に低い傾向にあります。従って、広範な地域をまたがって移動させる経済合理性は望めませんので、それらを取り扱うスクラップや産業廃棄物処理業者も全国に点在しているのが実状です。

一方、当社グループの顧客となる大手企業は、事業拠点を全国に展開していることから、全国規模で施工される解体工事や、それに伴って発生する廃棄物を一括して安心できる一企業グループに委託したいという潜在的なニーズが存在します。このニーズは、広域での廃棄物処理の場合、煩雑な処理委託先管理の合理化、処理品質、コンプライアンス、価格の合理性といったものとなります。

当社グループは、2015年6月に全国の同業他社と当社を含めた7社での包括業務提携を締結しているほか、全国の優良なリサイクル企業約30社とアライアンス・ネットワークを形成しており、今後当社グループが全国規模で解体事業を展開する過程で発生する副産物のリサイクル資源の販売先及び産業廃棄物の適正な処理委託先として相互の業務提携活動を積極的に推進し、上述のニーズに対応してまいります。

④ 内部管理体制の充実と機能向上

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保及び法令順守の徹底を進め、その整備を実施致しました。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査により定期的なモニタリングの実施と内部監査室と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、当社グループは、経営環境や市場の変化、顧客の動向に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図るとともに、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上を図ってまいります。

また、当社グループは、今後も一層の事業拡大を見込んでおりますので、更なる内部管理体制の強化を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、今後の事業拡大に合わせ、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが、当社グループの施工体制や生産工程の拡充並びに安全衛生管理体制及び環境保全体制強化の観点からも、重要な経営課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社グループは社内教育を充実させ社員の資質向上を図り、社員一人ひとりがレベルアップするとともに、管理職及びリーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
解体事業	建築構造物やプラント・機械設備の撤去及び解体工事事業
環境事業	顧客より排出される廃棄物を再資源化する環境ソリューション事業
金属事業	鉄鋼を中心に金属原料、非鉄金属の加工販売を主とするリサイクル事業

(8) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

本社	兵庫県たつの市揖保川町正條379番地
龍野工場	兵庫県たつの市揖保町揖保中198番地 1
阪神事業所	兵庫県尼崎市大浜町一丁目31番地 1
東京支店	東京都千代田区内神田二丁目16番11号
福島支店	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚590番地の16

② 子会社

株式会社国徳工業	堺市堺区神南辺町一丁54番 1 号
----------	-------------------

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
解体事業	39 (－) 名	2名減 (－)
環境事業	47 (3)	4名増 (－)
金属事業	25 (－)	2名減 (－)
全社（共通）	39 (－)	4名増 (－)
合計	150 (3)	4名増 (－)

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員数には、パートを含み、派遣社員は含んでおりません。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び運輸部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129 (3) 名	8名増 (－)	39.9歳	6.05年

- (注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	159百万円
株式会社みずほ銀行	141
株式会社三井住友銀行	114

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,713,600株 |
| (3) 株主数 | 1,566名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
H S 興 産 株 式 会 社	640千株	37.75%
高 橋 克 実	140	8.26
高 橋 勇 史	80	4.72
イ ボ キ ン 従 業 員 持 株 会	51	3.03
松 井 允 三	40	2.39
山 崎 喜 博	20	1.18
高 橋 守	18	1.06
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	17	1.04
川 島 敏 邦	15	0.94
宮 武 和 寛	15	0.88

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式(18,233株)は上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 高橋克実氏は、親族との間で当社株式を引き受ける株式信託契約(80千株)を締結したことにより、2021年2月19日で主要株主の異動が発生しております。異動後の持株比率は12.99%であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 克 実	
常 務 取 締 役	山 崎 喜 博	管理本部管掌
取 締 役	高 橋 守	金属事業部長
取 締 役	永 津 洋 之	永津公認会計士事務所代表、税理士法人マインド・アーキテクト代表社員、(株)アイキューブドシステムズ社外監査役、(株)D.L.社外取締役
常 勤 監 査 役	戸 塚 い づ み	
監 査 役	朝 生 一 夫	
監 査 役	富 高 重 則	

- (注) 1. 取締役永津洋之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役戸塚いづみ氏及び朝生一夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役永津洋之氏は、公認会計士の職務を通じて培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役戸塚いづみ氏は、I S O (International Organization for Standardization)／国際標準化機構のアドバイザーとして取得支援に携わり、コンプライアンス管理・リスク管理・システム構築に知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役高見武志氏は、2020年7月21日に逝去により退任致しました。なお、同氏は退任時において、取締役環境事業部長でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	5名 (1)	96,039千円 (6,647)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	16,269 (12,163)
合 計 (うち 社 外 役 員)	8 (3)	112,308 (18,810)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年3月26日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第34期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 各取締役の個別の報酬額につきましては、報酬等の決定に関する方針に基づき、取締役の報酬等の決定方針に従った適時・適切な個人別の報酬等の内容決定のため、取締役会からさらに代表取締役に一任されており、代表取締役は、各取締役の職務の内容及び実績等を踏まえ、個別の報酬額を決定しております。なお、監査役については、監査役の協議により個別の報酬額が決定されております。
5. 取締役の報酬等の額には、2020年7月21日に逝去より退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役永津洋之氏は、永津公認会計士事務所の代表、税理士法人マインド・アーキテクトの代表社員、株式会社アイキューブドシステムズの社外監査役及び株式会社ＤＬの社外取締役であります。永津公認会計士事務所、税理士法人マインド・アーキテクト、株式会社アイキューブドシステムズ及び株式会社ＤＬと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 永 津 洋 之	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席致しました。公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 戸 塚 い づ み	当事業年度に開催された取締役会17回開催のうち16回出席し、また、開催された監査役会14回全てに出席致しました。 当社の属する業界での広範囲な知識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役 朝 生 一 夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、開催された監査役会14回全てに出席致しました。 元企業経営者としての豊富な経験・見地から取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,724,876	流 動 負 債	1,525,425
現 金 及 び 預 金	1,528,025	買 掛 金	269,381
受取手形及び売掛金	607,585	工 事 未 払 金	129,369
完 成 工 事 未 収 入 金	47,504	短 期 借 入 金	200,000
商 品 及 び 製 品	3,819	1年内返済予定の長期借入金	153,159
仕 掛 品	5,353	リ ー ス 債 務	37,328
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	98,571	未 払 金	71,958
未 成 工 事 支 出 金	384,394	未 払 法 人 税 等	64,172
そ の 他	49,682	未 成 工 事 受 入 金	340,514
貸 倒 引 当 金	△60	賞 与 引 当 金	43,825
固 定 資 産	2,447,400	受 注 損 失 引 当 金	59,430
有 形 固 定 資 産	2,004,435	そ の 他	156,285
建 物 及 び 構 築 物	292,323	固 定 負 債	648,435
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	565,596	長 期 借 入 金	232,161
最 終 処 分 場	71,022	リ ー ス 債 務	126,867
土 地	856,650	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	243,937
リ ー ス 資 産	173,005	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,963
建 設 仮 勘 定	17,019	資 産 除 去 債 務	29,505
そ の 他	28,817	負 債 合 計	2,173,861
無 形 固 定 資 産	28,458	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	3,035	株 主 資 本	3,048,675
そ の 他	25,422	資 本 金	130,598
投 資 そ の 他 の 資 産	414,507	資 本 剰 余 金	945,418
投 資 有 価 証 券	193,532	利 益 剰 余 金	2,023,256
保 険 積 立 金	117,960	自 己 株 式	△50,597
繰 延 税 金 資 産	60,240	その他の包括利益累計額	△50,259
そ の 他	42,772	その他有価証券評価差額金	△50,259
資 産 合 計	5,172,277	純 資 産 合 計	2,998,415
		負 債 純 資 産 合 計	5,172,277

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	5,453,020		
売上原価	4,335,324		
売上総利益	1,117,696		
販売費及び一般管理費	790,218		
営業利益	327,477		
営業外収入	76		
受取利息	7,650		
受取配当金	4,303		
受取手数料	57,576		
保険解約返戻金	15,463		85,071
営業外費用			
支払利息	2,737		
その他	1,133		3,870
経常利益	408,678		
特別利益			
固定資産売却益	9,532		
受取保険金	40,000		49,532
特別損失			
固定資産売却損	6,274		
固定資産除却損	339		
役員弔慰金	9,000		15,613
税金等調整前当期純利益	442,596		
法人税、住民税及び事業税	116,348		
法人税等調整額	39,786		156,134
当期純利益	286,462		
親会社株主に帰属する当期純利益	286,462		

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	130,598	945,418	1,788,016	△17,062	2,846,970
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△51,222		△51,222
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			286,462		286,462
自 己 株 式 の 取 得				△33,534	△33,534
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	235,239	△33,534	201,705
当 期 末 残 高	130,598	945,418	2,023,256	△50,597	3,048,675

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額	そ の 他 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	7,457	7,457	2,854,428
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△51,222
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			286,462
自 己 株 式 の 取 得			△33,534
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純 額)	△57,717	△57,717	△57,717
当 期 変 動 額 合 計	△57,717	△57,717	143,987
当 期 末 残 高	△50,259	△50,259	2,998,415

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

[illegible]

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,063,447
売上原価	4,141,099
売上総利益	922,348
販売費及び一般管理費	728,266
営業利益	194,081
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	7,648
受取手数料	4,303
保険解約返戻金	57,576
その他	12,962
営業外費用	
支払利息	2,145
その他	918
経常利益	273,571
特別利益	
固定資産売却益	4,986
受取保険金	40,000
特別損失	
固定資産売却損	6,274
役員弔慰金	9,000
税引前当期純利益	303,283
法人税、住民税及び事業税	111,379
法人税等調整額	△2,559
当期純利益	194,463

株主資本等変動計算書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	130,598	90,598	854,819	945,418	10,000	7,656	15,000	1,523,892	1,556,548
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△51,222	△51,222
当 期 純 利 益								194,463	194,463
特別償却準備金の 取 崩						△3,839		3,839	－
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△3,839	－	147,080	143,241
当 期 末 残 高	130,598	90,598	854,819	945,418	10,000	3,816	15,000	1,670,973	1,699,789

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△17,062	2,615,501	7,457	7,457	2,622,959
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△51,222			△51,222
当 期 純 利 益		194,463			194,463
特別償却準備金の 取 崩		－			－
自己株式の取得	△33,534	△33,534			△33,534
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)			△57,717	△57,717	△57,717
当 期 変 動 額 合 計	△33,534	109,706	△57,717	△57,717	51,988
当 期 末 残 高	△50,597	2,725,208	△50,259	△50,259	2,674,948

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社イボキン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 内 計 尚 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	余 野 憲 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イボキンの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イボキン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社イボキン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 内 計 尚 ㊞

公認会計士 余 野 憲 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イボキンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

株式会社イボキン 監査役会

常勤監査役 戸塚 いづみ 印
(社外監査役)

監査役 朝生 一夫 印
(社外監査役)

監査役 富高 重則 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭と致します。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円と致したいと存じます。
なお、この場合の配当総額は50,861,010円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日と致したいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社では、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員したく選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
新任 社外 はしもと のりとも 橋本 法 知 (1954年7月30日生)	1977年4月 三菱電機株式会社 入社 2008年4月 同社 人事部長 2009年4月 同社 常務執行役 人事部長 2009年6月 同社 取締役 常務執行役 人事部長 2012年4月 同社 取締役 専務執行役 経営企画室長 2016年4月 同社 取締役 2016年7月 同社 顧問 2019年5月 当社 顧問 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 加賀電子株式会社 社外取締役	—
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、リーディングカンパニーの人事及び経営企画管掌役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また当社経営陣から高い独立性を有していることから、取締役会での建設的な議論を通じた果断かつ慎重な意思決定に貢献する監督機能が期待でき、企業価値の向上につながると考えられるため社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本法知氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額と致します。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 本議案が承認された場合、当社は橋本法知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

× ₴

[illegible]

× ₴

[illegible]

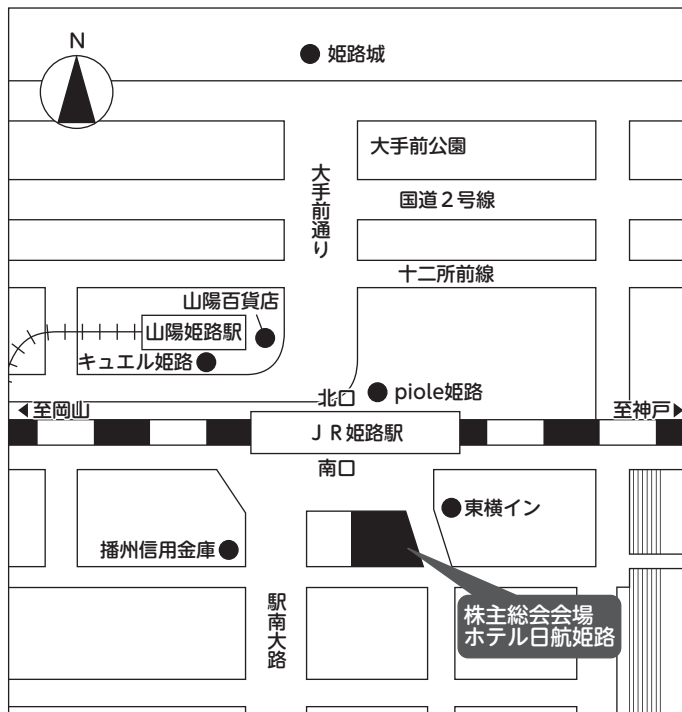
株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番

ホテル日航姫路 3階 光琳の間

TEL (079) - 222 - 2231

交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ



当日は駐車券のご用意はございませんので、あしからず
ご容赦くださいませ。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

